

発議案第2号

天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部改正について

標記の件につき、別紙のとおり地方自治法第112条及び天理市議会会議規則
第14条第1項の規定により提出する。

令和4年5月30日提出

天理市議会議員	加	藤	嘉久次
〃	内	田	智之
〃	石	津	雅恵
〃	今	西	康世
〃	市	本	貴志
〃	藤	本	さゆり

天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例

天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月天理市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条第2項の規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。